

平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市生麦地域ケアプラザ

2 事業計画

地域の現状と課題について

生麦地区は歴史がある地域だと考えています。

『生麦事件』『蛇も蚊も』『杉山神社例大祭』を始めとした数々の伝統行事があり、地域の方々が一丸となって町を盛り上げています。伝統行事を通して、若い世代へ伝統を継承することにより、住民同士がつながり、様々な世代が交流するきっかけとなっています。また、生麦に愛着を持っていらっしゃる方も多く、向こう三軒両隣の関係や、町会活動などを通して人と人との温かいつながりがあります。生麦地域ケアプラザの隣には、地域の方々が長く支えている『生麦地区センター』、『ふれあいの家』があり、住民同士のつながりと活動の拠点となっています。

地域の状況としては、国道15号線と鉄道線路の間に新しいマンションが立ち並び、子育て世代の居住率の高まりと併せ、地区別高齢化率も高まり、地元の方と転入者の方が混在している傾向にあります。そのため、これまで大切に守られてきた伝統を、次世代へ語り継ぐことのできる支援が必要であると考え、多世代交流や青少年育成、子育て世帯へのアプローチ等を積極的に行い、世代を超えたつながりやネットワークの拡充が必要だと考えます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

- ① 所長を施設維持管理責任者、サブコーディネーターを日々の巡回担当者とし、維持確認を努めると共に、職員を各室責任者として配置し、不具合があった場合は速やかに所長に報告、修理営繕に努めます。
- ② 業務確認会などで不具合がないかなどの確認を行うとともに、修繕を行った場合には情報をシェアしスタッフの意識向上につとめ、適正な維持管理を行います。
- ③ 委託管理項目については、業者との連絡を密にし、確認徹底を行います。
- ④ 同敷地内にある生麦地区センターや、近隣施設のふれあいの家などと連携をとり、必要に応じて共同で管理運営、共同した保守、管理にあたります。

イ 効率的な運営への取組について

- ① 月次職員確認会において収支確認を行い、スタッフ全体の効率的運営への意識を高め効率よい運営に取り組みます。
- ② 日々の業務確認会等で情報連絡を密にし、同種の業務を統合するなどして効率的な業務遂行を行うよう心がけます。
- ③ 節電に積極的取り組みます。

ウ 苦情受付体制について

各事業の責任者が窓口となるとともに、法人の苦情窓口として第三者委員を設置しています。

- ① マニュアルに沿って迅速に対応します。
- ② 必要な場合はすみやかに区に報告を行い、指示を仰ぎます。
- ③ 個人情報に配慮しながら、回覧、業務確認会等での確認を通して、周知をはかり改善、防止に努めます。
- ④ 法人の第三者委員会の周知に努めます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ① 火災、地震発生時に対応する役割分担や対応手順を記したマニュアルの年度更新と職員への周知を行います。
- ② 所長を防火管理者とした消防計画により、消防訓練を行います。
- ③ 地域防災訓練に参加し、日常的に協力関係を築き非常時に備えます。
- ④ 年1回以上の備蓄物資数量点検を行い、適切な補充を行います。
- ⑤ 来館者には必ず声をかけるなどし、不審者の侵入を防ぐように配慮します。
- ⑥ 施設巡回、点検の中で確認を行い、また、閉館時はすみやかに施錠を行い、防犯に取り組みます。
- ⑦ 緊急連絡網を整備し、夜間、休日などでも必要時は対応ができるように努めます。

オ 事故防止への取組について

- ① マニュアルをもとに、研修を実施し事故防止への意識を高めます。
- ② 日々の点検の中で確認を行い、業務確認会などで情報共有を行うとともに、安全衛生委員会を組織し環境整備を心がけます。
- ③ 必要な掲示などを行い、事故発生を防ぐための配慮を行います。
- ④ 書類送付などの際はマニュアルに従い、必ずダブルチェックを行い、事故防止に努めます。
- ⑤ 事故発生の場合は、業務確認会、職員会などで情報を共有し再発防止に努めます。
- ⑥ 法人全体の安全週間（7月）に合わせ、利用者などへ安全への啓発を行います。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ① 個人情報はその方的人格そのものであるという意識を持ち、その取り扱いについて配慮を高めます。
- ② マニュアル通りの作業の徹底を図り、必要な場合にはすみやかにマニュアルの改訂を行います。
- ③ 研修を行い、情報保護についての理解を深めるとともに誓約を行います。
- ④ チェックリストを利用し、随時確認し意識を高めます。
- ⑤ 施設内で知り得た情報の守秘義務についてボランティア・実習生にも説明を行います。

キ 情報公開への取組について

- ① 理事会資料、法人資料などをロビーに置き、自由閲覧を行います。
- ② 情報公開関係の必要な情報を積極的に掲示します。
- ③ ホームページなどの更新、ブログなどを利用し情報公開に努力します。
- ④ 必要な場合はケアプラザ広報誌などに記事として取り上げ周知を図ります。

ク 人権啓発への取組について

- ① 職員一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深め、あらゆる人権問題の解決への取り組みができることを目標に、研修を行います。
- ② 人権侵害を受けて苦しんでいる当事者の存在を知り、その思いに寄り添うことができるよう、様々な個別の人権問題について啓発を行います。
- ③ 自主性を尊重しつつ、ともに一緒に考えるという基本姿勢に立ち、主体性を持って、粘り強く取り組んでいきます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- ① 横浜市の取り組みを来館者に理解して頂ける様に、PR のポスター、冊子などを置き活動の理解を図ります。
- ② G30委員会を組織し、リサイクル、衛生管理などの取り組みを行います。
- ③ 節電への取り組みを実践し、環境への配慮について掲示すると共に来館者に理解図ります。
- ④ 職員間でもリサイクルの実践例を紹介し、備品などを購入する際は、出来る限り環境に配慮したものを使用します。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

管理者 1名（兼務）
担当職員 3名（兼務）
（保健師1名、主任ケアマネジャー1名、社会福祉士1名）

《目標》

- ① 地域の身近な相談窓口としての役割を担い、様々な相談に対応します。
- ② 介護予防の拠点であることを踏まえて、介護サービスが前提のケアプラン作成ではなく、機能向上型・自立志向型の介護予防ケアプランの作成を行います。地域のインフォーマルサービスをプランに取り入れるなどし、地域力を活用して支援をします。
- ③ 介護予防サービスを導入の際には、利用者自身の選択に基づいたものとなるよう、公正中立な情報提供を行っていきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

介護保険料を滞納されている場合などを除き実費負担はありません。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ① 法人理念に沿って、1人ひとりの住民が自身の持ちうる力を活かし、家族や地域とのつながりを通じて、共に生きることが出来るように支援をします。
- ② 地域にある様々な資源を積極的に活用していきます。
- ③ ケアマネジャー、区役所、民生委員などの専門職と連携・協働して支援体制を作っていきます。
- ④ 知識や実践力の向上を目指し、研修などで学びを深めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
60	60	60	60	60	60
10月	11月	12月	1月	2月	3月
60	60	60	60	60	60

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名（兼務）
 介護支援専門員 2名（兼務1名、専従1名）

《目標》

- ① 可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活(要介護状態の予防、軽減及び悪化防止など)が営めるよう利用者の意思を尊重しながら、心身の状況や環境に配慮した居宅サービス計画の作成を目標として支援します。
- ② 地域包括支援センター、サービス事業者、行政、医療機関等と連携・協力を図り、在宅介護を支援します。
- ③ 個人情報取り扱いには十分な配慮を持ってケアプラザ全体で丁寧な対応を心がけます。
- ④ 法令を遵守し、公正かつ中立なケアマネジメントを行います。
- ⑤ 地域の方々の活動拠点としてのケアプラザにある居宅介護支援事業所として、介護者支援・社会資源の育成や活性について役割を持ち地域のネットワーク作りを意識した支援を行います。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

介護保険料を滞納されている場合などを除き、実費負担はありません。
 担当者がサービス提供地域を超える地域への訪問出張をする必要がある場合は利用した公共交通機関の運賃実費について負担をお願いする場合があります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ① 法人の理念に沿って、「思いやり」「誠実さ」「尊敬心」「責任感」を持って利用者や家族に寄り添う支援が出来るよう努めます。
- ② 内、外部の研修に参加して、ケアプラン作成力、支援技術力の向上をめざし、自己研鑽と情報の収集に努めます。
- ③ 地域ケアプラザにある居宅支援事業所として、地域包括支援センターや区役所、民生委員等と連携、協力して支援体制を作っていくように努めます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。 【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30	30	30	30	30	30
10月	11月	12月	1月	2月	3月
31	32	33	34	35	36

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

- ① 初回の相談については、職種を限定せず対応します。
- ② 内容によって必要な場合は社会福祉士などがフォローを行います。
- ③ 区との連携、専門機関を紹介するなどの対応を行います。
- ④ 関係機関との顔の見える関係を強めます。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ① 共にケアプラザの両輪であることを意識できるよう努め、互いの役割を補完し合えるよう努めます。
- ② 全体として対応の統一が必要なことは、毎朝のミーティングや職員会議にて情報を共有します。
また、様々な場面での見守りや支援が必要なケースは適宜把握している情報を共有し、対応方法などを検討します。
- ③ 地域情報などの共有に努め、迅速にシェアを行います。
- ④ 自主事業に関しても、地域の幅広い年代の方々が参加できるように連携して企画、実施を行います。

3 職員体制・育成

- ① 指定管理で求められる必要職員を適正に配置します。
- ② 職員の専門性を高めるための育成を行っていきます。
- ③ 非常勤職員を含め、積極的に外部内部研修を受講し、スキルアップに努めます。
- ④ 各自が参加した研修は研修報告書を通じて、参加職員以外への展開を行い、全体のスキルアップにつなげます。

4 地域福祉のネットワーク構築

- ① 地域の関連団体との連携のため、自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会、その他地域関連団体などの会議に積極的に参加し、情報発信やニーズの把握に努めます。
- ② ニーズに合わせて講座を開催するなどし、地域住民と関係を強化します。
- ③ 団体の活動などにできるかぎり協力できるように努めるとともに、地域住民と福祉施設との連携強化を行います。
- ④ 地域の方だれでもが自由に参加できる自主事業などを通してネットワーク構築に努め、顔の見える関係の中で支え合いができるように努めます。

5 区行政との協働

- ① 各種の連絡会などに参加し、情報を共有し積極的に協働を図ります。
- ② つるみあいねっこの地区別支援チームメンバー、推進メンバーとして区や区社会福祉協議会と協力しながら地域課題に対して積極的に取り組みます。
- ③ 区や担当地区の課題に対して協働して積極的に取り組みます。
- ④ 個別支援については、地区担当保健師、ケースワーカーと定期的に連絡会を開催し、支援の検討などを継続的に行います。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ① 地域の行事や定例会に積極的に参加し、気軽に相談しやすい顔の見える関係を構築します。その中で、地域ニーズの収集、集めた地域情報を元に、地域課題を把握し、地域で必要とされる自主事業や出前講座を企画、実施します。
- ② 自主事業や講座の案内、団体の活動紹介などを分かりやすく掲載した広報誌を月一回発行します。町会掲示板、公共施設、地域の方が利用される商店や飲食店に掲示を依頼し、地域の身近な存在と感じられるような情報提供を行います。
- ③ アンケートを実施し、事業参加者の声を大切に、ニーズに応じた事業を展開します。
- ④ 法人 HP でタイムリーな情報提供、活動報告を行い、知りたい情報を気軽に手に入られるように発信します。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ① 福祉保健活動団体の活動を一目で分かりやすくまとめた「団体活動紹介ファイル」を設け、定期的に更新を図り、最新の情報を発信することで、人と人とのつながりを広め、新たな活動の展開へと働きかけます。
- ② ケアプラザ祭や自主事業といったケアプラザ内での活動にとどまらず、ネットワークを活かして、地域に根ざして継続的な活動となるようにコーディネートします。
- ③ 団体の枠組みにとらわれることなく、同じ地域で活動する団体相互のネットワークを構築するために「団体交流会」を実施します。

3 自主企画事業

- ① 誰もが住み慣れた地域で、いきいきと暮らすことができるよう、世代毎のニーズに応じて、健康や趣味など幅広いテーマの事業を行います。
- ② 地域資源を活かした自主事業を通して、地域での仲間づくりの機会を提供し、世代を超えた交流、地域での新たなつながりを促します。
- ③ 自主事業の参加者にとどまらず、個々の持つ潜在的な力を地域で発揮し、いきいきと活躍されるように活動の場を提供することで、新たな担い手発掘・育成を行います。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ① ボランティアの個々の希望に見合った活動となるようにヒアリングを行います。活動前のオリエンテーション、活動後にはフォローアップを行うことで、不安を解消し、継続した活動となるようにサポートします。
- ② ボランティア活動のきっかけとして、自主事業でのちよいボラ体験（簡単なお手伝い）を呼びかけ、事業の参加者から主体的な関わりへつながるように働きかけます。
- ③ 「ボランティア講座」を行い、身近な地域で出来ることを地域の力で考え、地域力を活かして、自主的な活動となるように支援します。
- ④ 「ボランティア交流会・感謝会」を実施し、活動の中での困りごとを、いつでも相談出来る仲間づくりの機会を持ち、地域に根差した活動拠点を目指します。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- ① 初回の相談については、職種を限定せず行います。
- ② 相談内容によって専門職へと引き継ぎます。また必要に応じて、他の専門機関へとつなぎます。
- ③ 相談の記録は、相談票を作成し継続的に支援が必要なケースは適宜記録を残し、職員間の情報共有を行います。

地域包括支援ネットワークの構築

- ① 会合、行事、祭礼等への参加、協働、共催および日々の訪問を通して自治会、民生委員、介護事業所、ボランティア組織、商店、医療機関、行政機関など地域の諸団体と「顔の見える」関係を築き、ネットワークの構築、個別の支援を行います。
- ② ケアプラザが身近に感じられるよう、また気軽にケアプラザに足を運んでもらえるよう、自主事業を企画運営し、ケアプラザ内の活動だけではなく、自治会などと協力した「出張講座」を行うなど積極的に地域に溶け込んだ活動を行っていきます。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア会議をおこない、要援護者の持つ課題を個別に解決する支援をおこなうとともに、地域での見守り、支え合いについて地域の方々とともに考える機会とします。
- ④ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括ケアシステムおよび地域ケア会議について地域住民、事業者等に向けて説明、周知活動を行います。

実態把握

- ① 民生委員や老人クラブ、保健活動推進員、医療機関、地域住民など地域の団体、個人と日々相談をしやすい関係を築き、訪問依頼や情報提供を受けた場合、速やかに実態把握訪問を行い、困りごとや課題の把握を行います。
- ② 区役所からの相談票は適宜職員が内容確認を行い、ケアプラザへ相談に繋がったケースや未相談のままのケースなどの情報把握を相互でできる体制作りに努めます。
- ③ 継続的に支援が必要な場合は、保健福祉センターの地区担当ケースワーカーや保健師、サービス事業所、医療機関などと協力できる体制を構築し、切れ目のない支援を行います。

2 権利擁護

権利擁護

- ① 権利擁護に関する制度を啓発する為に講座を実施し、地域の方々に今まで以上に権利擁護について知っていただけるよう取り組みます。
- ② 相談に応じて、成年後見制度やあんしんセンターの利用を情報提供します。
- ③ 行政や他ケアプラザ社会福祉士とも協働し、連絡会などを活用し、研修、研究に努めます。

高齢者虐待

- ① 保健福祉センターの職員、地域の民生委員、地域住民、事業所など様々なつながりから情報を得て、虐待の早期発見、予防に努めます。
- ② 虐待の可能性が疑われるときは、関係機関と協働し虐待対応フォロー表に従い迅速に対応します。
- ③ 虐待の発見や通報、その後の対応などの際にお互いに協力できる関係性を地域の中で築く取り組みを行います。
- ④ 介護者が孤立しないように、介護者支援を目的にした事業を企画、開催します。

認知症

- ① 権利擁護の制度を啓発するための講座や認知症サポーター養成講座を積極的に実施し、認知症に関する理解を地域の方々にも深めていただき、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを目指します。
- ② ケアプラザの全職種が、それぞれの連絡会や参加研修にて、認知症に関する知識や相談援助技術を高めることに努めます。
- ③ わになるネットについて、手引きに沿って区内各地域包括支援センターと共同で運用し、さらに充実した運用ができるよう、各地域包括支援センター、登録機関と意見交換、情報交換を重ねネットワークを構築していきます。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

- ① 利用者が主体的に目標へ向かって取り組めるような関わり方を行っていくように努めます。
- ② 利用者の活動意欲や参加意欲を高めていけるような目標を設定していくように努めます。
- ③ 老人クラブ活動やボランティア活動など地域にある様々なインフォーマルサービスを利用者が上手に生活に盛り込んで、自分自身の意欲を高めていけるように支援します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ① 事業所や商店、インフォーマルサービスなど、社会資源の情報を調査、集約し電話、対面での情報提供の他、ケアプラザ広報誌などを利用して地域住民、介護事業者に提供します。
- ② インフォーマルサービスの把握、新たなサービスの開拓に向け、老人会の会議、行事への出席などにより、老人会との関係を強化します。
- ③ 地域ケア会議への地域住民、関係機関の招請により、個別の要援護者の課題解決、地域の課題の発見に地域住民、関係機関とともに取り組んでいきます。
- ④ 民生委員児童委員協議会への参加、見守り推進事業における協働により、民生委員との連携を図り地域課題の共有を行います。またケアマネジャーと民生委員、病院職員の参加する情報交換会を実施し、連携に向け支援します。

医療・介護の連携推進支援

- ① 担当区域内の病院と合同で、病院地域連携担当職員、ケアマネジャーを対象に合同連絡会を行います。最新の医療、介護制度や現状についての情報、双方の視点を共有し、より良い医療介護連携を目指す機会とします。
- ② 鶴見事業者連絡会つばさねっと、鶴見区医師会在宅部門相互間で容易に連絡、連携ができるよう、情報交換、意見交換のできる場を設定します。
- ③ 区内全包括と鶴見事業者連絡会、区役所との協働で、ケアマネジャーと訪問看護との情報交換会およびケアマネジャーと医療機関との情報交換会を実施し、訪問看護事業所一覧、医療連携のためのシートの更新を行います。
- ④ ケアプラザ協力医、協力薬剤師、協力歯科医との協働で専門職向け、地域向けの健康についての講座、啓発活動を行い、連携を図ります。

ケアマネジャー支援

- ① 居宅介護支援事業所へ定期的な訪問を行い、ケアマネジャーの実態の把握、業務上の困りごとの把握に努め、困りごとがあれば内容に応じて他事業者、医療機関、さわやか相談室、行政、他機関とのネットワークをつくり支援します。
- ② 制度、地域の実態の変化に応じて制度、医療、ケアマネジメント技術などの知識を深めるための研修会を実施し、情報交換や、業務に資する情報提供を行います。
- ③ 研修会開催にあたっては、ケアマネジャーのニーズ把握を行った上で区内各地域包括支援センターと開催状況を共有し合い、類似内容の研修は共催で実施できるように各地域包括支援センターに呼びかけ、厳選した内容の研修を区内他地域包括支援センターと協働し開催します。
- ③ 鶴見事業者連絡会つばさねっと主催研修、役員会、親睦会等に区内各地域包括支援センターと輪番で切れ目なく参加し、事業者連絡会に対する助言、支援を行っています。
- ④ 新任ケアマネジャー向け、主任ケアマネジャー向けに連絡会、研修会を行い、資質の向上に取り組みます。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ① ケアプラザの全職種がそれぞれ専門分野でのネットワーク作りを日々行い、個々の支援困難ケースに対し迅速にネットワークを構築して対応できるように努めます。また、地域の支援者や機関、事業者間の関係性構築の橋渡しを行います。
- ② ケアプラザ外の専門職へ支援を依頼したケースに関しても、その後も状況確認や同行訪問などで関わりを持ち、よりよい支援が継続出来るように努めます。
- ③ 鶴見事業者連絡会つばさねっとと合同で介護事業者向けに地域ケア会議に関する研修を行い、地域包括ケアシステムに対する理解を深める機会とします。
- ④ 鶴見事業者連絡会つばさねっと、訪問介護連絡会、鶴見区医師会への協力、相互の関係性構築のための橋渡しを行い、ネットワーク構築を支援していきます。

介護予防事業

介護予防事業

- ① 地域のご希望に合わせた健康教室を区と連携し計画、実施していきます。歩行能力の維持、認知症予防、口腔ケアや栄養に関する内容を盛り込みます。
- ② 3ヶ所の元気づくりステーションの活動がより充実し、様々な方々が気軽に集える場所になっていくように支援を行います。
- ③ 老人クラブが中心になって開催する居場所、たまり場などへ出向き、介護予防の普及啓発に努めます。また、地域の方々と協力して、閉じこもり状態の方の把握・支援を行います。閉じこもり予防の取り組みも行います。

平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 横浜市生麦地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	生活支援
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	17474	23169	149					5480
	介護保険収入				4440	4800			
	その他								
	収入合計(A)	17474	23169	149	4440	4800	0	0	5480
支出	人件費	11016	19176		2500	4600			5480
	事務費	1718	1408		183	200			
	事業費	1000	590	149	80				
	管理費	3735	1030		150				
	その他	0	756		1152				
	施設利用料相当額								
	委託費				1152				
	協力医		756						
	支出合計(B)	17469	22960	149	4065	4800			5480
収支 (A) - (B)		5	209	0	375	0	0	0	0